

輸入貨物の評価（個別・包括）申告書Ⅰ

☐ 新規申告 ☐ 変更届

あて先 殿	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入者符号
申告貨物の品名・税番・適用税率	輸入者住所氏名			包括申告の主要関係税関名
	担当部課 TEL ()			
	代理人住所氏名			
	担当部課 TEL ()			
生産者名				
事前教示回答書 登録番号				

上記の貨物に関し、関税法施行令第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により第4条第1項第3号若しくは第4号又は第4条の2第1項第1号若しくは第12号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。

A. この貨物の取引について

1. 輸入取引の当事者（輸入取引の売手及び買手については□内に×印を付し、特殊関係にある者については実線で結ぶこと。）

☐ 輸入者 (氏名)

☐ 輸出者 (氏名、国名)

☐ 輸入の委託者 (氏名)

☐ 輸出の委託者 (氏名、国名)

2. 輸入取引に関する事情について

- (1) 関税定率法第4条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる事情が ☐ある。 ☐ない。
- (2) 上記1の売手と買手との間に特殊関係（関税定率法第4条第2項第4号）が ☐ある。 ☐ない（この場合には、（3）の記載不要）。
(特殊関係の内容)
- (3) この貨物の取引価格は、特殊関係により影響を受けて ☐いる。 ☐いない。

B. この貨物の輸入申告価格について

この貨物の輸入申告価格は、仕入書（☐運賃明細書 ☐保険料明細書）に記載された額に次の調整を行って計算する。

調整項目	イ 調整を要する額又は率	ロ 調整項目の内訳その他の参考事項
(1) 現実に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入書価格以外の額		
(2) 加算要素 (運賃明細書又は保険料明細書に記載された額以外のもの) ① 輸入港までの運賃等 ② 仲介料その他の手数料 ③ 容器・包装の費用 ④ 材料、部品等の費用 ⑤ 工具、鋳型等の費用 ⑥ 消費物品の費用 ⑦ 役務（技術、設計等）の費用 ⑧ ロイヤルティ・ライセンス料 ⑨ 売手に帰属する収益		
(3) 控除すべき費用等 (例えば、課税物件確定後の据付け、組立て、整備又は技術指導の費用、輸入港到着後の運送費用等、本邦の関税等、延払金利)		
合計		

この包括申告書は ☐令和 年 月 日 以降の輸入申告には適用できません。

この評価申告に基づく輸入申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく輸入申告による税額等を更正することがあります。

- (注) 1. ※印の箇所は記入しないで下さい。
2. この申告書に記入する前に、記載要領をよく読んで、黒字で記載して下さい。
3. 記入欄の広さが足りないときは、適宜の用紙に記入して添付して下さい。
4. この申告の内容に変更が生じたときは、遅滞なく所定の届出をして下さい。

※ 受 理	※ 審 査	※税 関 記 入 欄